

四日市市告示第 202 号

四日市市支援対象児童等見守り強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

四日市市長 森 智広

四日市市支援対象児童等見守り強化補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市支援対象児童等見守り強化補助金交付要綱（令和 3 年四日市市告示第 190 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助対象事業) 第 2 条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する支援対象児童等見守り強化事業とする。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>令和 5 年 3 月 31 日まで継続実施するもの</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>他に本市及び他機関から寄附又は補助を受けている事業</u>	(補助対象事業) 第 2 条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する支援対象児童等見守り強化事業とする。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>令和 4 年 3 月 31 日まで継続実施するもの</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。 (1) 及び (2) (略) (3) <u>他に本市及び他機関から寄附又は補助（四日市市子ども緊急支援プロジェクト補助金を除く。）を受けている事業</u>
(審査会) 第 7 条 補助金交付申請のあった事業の中から、本市が補助すべき支援対象児童等見守り強化事業を選定するため、 <u>四日市市新型コロナ・子ども支援プロ</u>	(審査会) 第 7 条 補助金交付申請のあった事業の中から、本市が補助すべき支援対象児童等見守り強化事業を選定するため、 <u>四日市市子ども緊急支援プロジェクト</u>

<p><u>ジエクト審査会</u>（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>審査会</u>（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(実績報告)</p>	<p>(実績報告)</p>
<p>第11条 補助事業者は、<u>令和5年3月31日</u>までに、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に収支決算書（第8号様式）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>	<p>第11条 補助事業者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、四日市市支援対象児童等見守り強化補助金実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に収支決算書（第8号様式）、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>
<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>	<p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年3月31日</u>限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(こども未来部こども家庭課)